

令和8年 第4回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和8年4月21日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、吉田委員、宮田委員
欠席委員
菅原委員
出席事務局
鈴木管理課長、岡田管理課長補佐、川上指導室長、川井田社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長、片岡係長
欠席事務局
なし
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 8年 4月 21日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 5号	専決処分事項の報告について (第9次弟子屈町社会教育中期計画の策定について／3月27日付)
5	報告第 6号	専決処分事項の報告について (弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について／4月1日付)
6	報告第 7号	専決処分事項の報告について (令和8年度弟子屈町奨学生(継続申請者)の決定について／4月1日付)
7	報告第 8号	専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について／4月1日付)
8	議案第17号	第3次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の一部改訂について
9	議案第18号	令和8年度弟子屈町奨学生の決定について
10	議案第19号	非常勤特別職の委嘱について
11	議案第20号	令和8年度教育委員会職員の任免について

会議内容

【開 会】

鈴木課長 : ただ今より、令和8年第4回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長よりご挨拶申し上げます。

岩原教育長 : 今回の会議は急な時間の変更で申し訳ありませんでした。
本日は、菅原委員から欠席する旨の連絡がありましたので、よろしくお願
いいたします。
ただ、今から令和8年第4回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1 会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員にお願いしたいと思
います。
前回の教育委員会での会議録の承認につきましては、菅原委員にお願いして
おりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長 : 日程2 会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限り
と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3 教育長行政報告につきましては、私の方から説明致
しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思
います。

【行政報告件名】

- 3月25日(水) 第3回定例教育委員会
- 3月26日(木) 退職辞令交付
定期監査講評
- 3月27日(金) 郵便局との街づくり協議会
- 3月30日(月) 職員採用面接
- 3月31日(火) 退職教職員辞令交付
退職辞令交付
- 4月1日(水) 出向辞令交付
町職員採用辞令交付
7年度町民大学校「弟子屈学知賞」決定
教育委員会職員辞令交付
教職員辞令交付
課長会議・行革本部会議
- 4月2日(木) 学校施設開放協議会

- 4月6日(月) 子どもサポート隊研修会
屈斜路コタン地区整備事業調査打ち合わせ
- 4月7日(火) 釧路教育局次長・課長挨拶来庁
- 4月8日(水) 生きがい講座川湯学級開講式
地域おこし協力隊面接
弟子屈高等学校入学式
- 4月9日(木) 各小中学校始業式・入学式
- 4月10日(金) 春の交通安全運動「旗の波街頭啓発」
連携校長会議
校長・教頭合同会議
- 4月12日(日) 職員情報伝達訓練
- 4月13日(月) アイヌ協会総会
釧路管内市町村教育長会議
教委連教育長部会総会・教育長部会議
- 4月14日(火) 生きがい講座弟子屈学級開講式
- 4月15日(水) 奨学審議会
- 4月16日(木) 心の教室相談員委嘱状交付
教頭会三役との打合せ
連携教頭会議
- 4月17日(金) 高齢者叙勲伝達
- 4月21日(火) 中心市街地複合施設建設工事安全祈願祭
第4回定例教育委員会
- 教育長日記 2件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
ありませんか？

岩原教育長：よろしければ、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第5号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

本件は、3月27日付けの「第9次弟子屈町社会教育中期計画の策定について」
であります。事務局より説明をお願いします。

杉崎副館長：それでは、報告第5号 教育委員会を開催する暇がないため 専決処分いたしました「第9次 弟子屈町社会教育 中期計画の策定について」ご説明申し上げます。今回の専決処分につきましては、前計画となる第8次弟子屈町社会教育中期計画の計画期間が、令和7年度をもって 最終年度となることから、新たな社会教育事業推進の指針となる 第9次計画の策定について、当初は社会教育委員の会への 諮問・答申を経て、令和7年度中に教育委員会へ上程のうえご承認いただく予定でございました。

本計画の策定にあたっては、弟子屈町の最上位計画であり、本町のまちづくりのビジョンを示している「総合計画」との整合性を図ることが、前提となりますが、この「総合計画」も令和7年度に第6次総合計画の前期計画最終年度を迎えたことから、担当課である、まちづくり政策課において、昨年から後期計画の策定作業に着手しておりましたが、完了したのが今年の3月下旬となりました。そのため、完成した総合計画の内容を至急精査し、第9次社会教育中期計画との整合性を図ったうえで、社会教育委員の審議を経て、答申を受けたのが3月27日付けとなったことから、その後、直ちに、「弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」第4条の規定に基づき、教育長の専決処分として、同日付をもって第9次弟子屈町社会教育中期計画の策定について決定し、同条第2項の規定に基づき、本日、教育委員会へ報告のうえ承認を求めるものであります。

それでは報告第5号のページをお開き願います。

報告第5号「専決処分事項の報告について」下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求める。以下、省略させていただきます。

それでは、計画の概要についてご説明いたします。別途お配りしております計画案をご覧ください。めくって「町民の歌」の裏の目次のページをご覧ください。記載のとおり、本計画は4章構成となり、計画策定に係る諮問文や答申文を巻末に添付しております。

1ページをご覧ください。「第1章 総論」では「Ⅰ計画策定の趣旨」として、多様化、複雑化する課題や社会の変化に対し、誰一人として取り残すことのない地域社会の実現に向け、「学びと活動の循環」を推進することで、SDGsの視点を取り入れた持続可能な「循環型生涯学習社会」の構築を目指し「第9次 弟子屈町社会教育中期計画」を策定することとしています。

2ページをお開き願います。「Ⅱ計画の位置付け」では、総合計画などの上位計画との整合性を図りながら、町民憲章や教育目標の理念の具現化を目指すこととしております。「Ⅲ(3)計画の期間」は令和8年度から令和11年度までの4年間の計画期間としております。「Ⅳ(4)計画の評価」では社会教育分野を含む本町のすべての事務事業は「PDCAサイクル」による行政マネジメントを実施し、それを基に総合計画の進捗管理の中で行政評価を実施していることから、本計画の評価については、別途改めて行うのではなく、総合計画の行政評価をもって本計画の評価とすることといたしました。

3ページの「第2章 基本方針」では「Ⅰ基本的な考え方」として第6次 弟子屈町総合計画で掲げる、基本目標のうち、社会教育に関わる項目の具現化を目指し、様々な施策を積極的に展開していくこととしております。

「Ⅱ社会教育推進の基本方針」では「生涯学習の推進と文化の継承」と「協働の推進」の2つを基本方針としております。

4ページと5ページの「各種計画との関連」については「町民憲章」と「教育目標」を掲載するとともに、総合計画以下、各種計画との関連性を図示し、それぞれの計画の柱となる項目を表記しております。

6 ページの「SDGs との関係」では先ほどご説明いたしましたとおり本計画は「SDGs」の視点を取り入れた持続可能な「循環型 生涯学習社会」の構築を目標としていることから、国連が定めた「SDGs」についての説明と、その中で本計画が関連する項目を示しております。

7 ページから 24 ページまでの「第 3 章 第 8 次 弟子屈町社会教育中期計画の評価」では前計画である 7 次計画の年度別施策評価を施策ごとに掲載しております。

24 ページから 35 ページまでの「第 4 章 第 9 次 弟子屈町社会教育中期計画の施策体系」では、先ほど申しあげました、基本方針ごとに施策体系を示しております。

まず、1 つ目の基本方針である「生涯学習の推進と文化の継承」では、

- (1) 生涯学習のまちづくり、(2) 青少年の健全育成
- (3) 生涯スポーツの推進、(4) 文化・芸術の継承
- (5) 文化財の適切な保全と活用の 5 つの項目に関する

「現状と課題」、「目指す姿」、及び主な推進事業を含めた「取組の方策」を示し、2 つ目の基本方針「協働の推進」では、

- (1) ネットワークづくりの推進
- (2) すべての住民が活躍できる社会の推進

に係る同様の内容を示しております。

以上、報告第 5 号の説明とさせていただきますが、前段申しあげましたとおり、本来であれば、令和 7 年度中に議案として上程し ご承認をいただくべきものでありますが、係る状況をご賢察(けんさつ)いただき、何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いいたします。ないようなので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第 5 号「専決処分事項の報告について／第 9 次弟子屈町社会教育中期計画の策定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程 5、報告第 6 号「専決処分事項の報告について」を、議題といたします。本件は、4 月 1 日付けの「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

岩原教育長：それでは事務局より、説明をお願いします。

岡田補佐：ただいま、上程のありました報告第 6 号について、ご説明させていただきます。弟子屈町教育委員会事務局処務規則は弟子屈町教育委員会の事務局の組織等について必要な事項を定めているもので、この度の一部改正は、本年 4 月 1 日からの町全体の機構において、役職定年者の職務を専門主査と位置付けるとともに、その担当する事務を明確化したことから、それに合わせた、規定内容の見直しを行ったものであります。

本来であれば、施行日である4月1日前に教育委員会に一部改正を提案し、ご審議をいただくところではありますが、制度設計において時間を要し、教育委員会を開催するいとまがなかったため専決処分として決定させていただきましたので、本件についてご報告し、承認を求めるものであります。

それでは、議案書の報告第6号のページをお開き願います。

報告第6号「専決処分事項の報告について」下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求めます。

令和8年4月21日提出 弟子屈町教育委員会教育長 岩原 勝行

1 弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
(4月1日付)

次のページをお開き願います。専決処分書につきましては、記載のとおりです。それでは、次ページの新旧対照表をご覧ください。

表左側の改正前 第8条第3号ア 社会教育係の事務から(サ)の社会教育関係団体の指導、助言、育成に関することを削除し、表右側の改正後の下段にウ 専門主査(施設改修)を新設し、その事務に先ほど、削除した「社会教育関係団体の指導、助言、育成に関すること」を(ア)として追加し、また、(イ)として「屈斜路コタンアイヌ民族資料館の施設改修に関すること。」を追加しております。

最後に附則として、表外に記載のとおり、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、報告第6号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、本専決処分に対するご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしく願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第6号「専決処分事項の報告について／弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程6、報告第7号「専決処分事項の報告について」を、議題といたします。

本件は、4月1日付けの「令和8年度弟子屈町奨学生(継続申請者)の決定について」であります。本件は、「個人の権利を侵害するおそれのあること。」にあたりますので、「弟子屈町教育委員会 会議規則 第15条」により秘密会といたします。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

岩原教育長：それでは、報告第7号「専決処分事項の報告について／令和8年度弟子屈町奨学生（継続申請者）の決定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程7、報告第8号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。

本件は、4月1日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であります。

なお、内容が「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会 会議規則 第15条」により、秘密会といたします。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

岩原教育長：それでは、報告第8号「専決処分事項の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を、承認いたします

岩原教育長：日程8、議案第17号「第3次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の一部改訂について」を、議題と致します。

それでは事務局より、説明をお願いします。

鈴木課長：事務局よりご説明させていただきます。ただいま、上程のありました議案第17号につきまして、ご説明させていただきます。

議案第17号、第3次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の一部改訂について以下、省略させていただきます。

お配りしております、別紙 第3次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画を見ていただきながら、ご説明させていただきます。こちらの方につきましては令和6年10月に策定されております。

この度の一部改訂は、昨年6月に改正されました「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により、教育委員会におきまして「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が義務付けられたことを踏まえ、今までありました第3次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画（アクション・プラン）を行動計画に位置付けるとともに、必要な事項を反映するため、一部改訂を行うものです。

それでは、改定の資料をもとにご説明させていただきます。

改訂の部分につきましては、「朱書き」にて標記しております。

まずは、3 ページ、I 「はじめに」の下段では、先ほど説明しましたが、教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が義務付けられことを記載しております。それでは7 ページをお開きください。

7 ページでは、(1) アクション・プランの性格では、本プランの報告義務における法的根拠と国の指針根拠について、追加などしております。次に9 ページをお開きください。

9 ページ(4) アクション・プランの目標及び期間、目標について、現在の【目標】であります、『教育職員の「時間外在校等時間」を1月で45時間以内、1年間で360時間以内』としつつ国指針での目標とする「1ヶ月当たり平均30時間程度」を令和11年度までに実現を図る。としております。

次に10 ページをお開きください。

10 ページでは、(7) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進として、町教委、学校のそれぞれの役割として「3分類」に基づき、19項目のアクション・プランを取り進めることとしております。

次に14 ページでは、Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減(1)部活動休養日等の完全実施の方針(概要)における、②部活動の活動時間において、週当たりの活動時間を11時間程度とする。を追加しております。

次に15 ページでは、中学校における部活動の地域移行が、地域全体で子供のスポーツ・文化活動を支え、育てる方向への発展的な転換を指し新たな「地域展開」として引き続き、取り組みを推進することとなりましたので、令和13年度までに休日の全ての部活動において、地域展開の実現を目指すとしたものです。

25 ページでは、教職員の在校等時間の上限について、学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項として、冒頭でご説明しました「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる「給特法」の改正に伴う、国からの通知による留意事項を追記、修正を行っております。特に、校長等における虚偽の記載は、懲戒処分等の対象となることや、過重労働による健康障害を防ぐための適正な健康管理の向上に努めなければならないとしております。

以上、簡単ではありますが、議案第17号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

金井委員：部活動の地域展開では、指導者は先生ではなく、地域の方をお願いするよう計画に記載されていますが、弟子屈町の場合の実情はどうですか？

鈴木課長：今、弟子屈中学校の部活動につきましては、スポーツ系の部活は、休部状態ですが、文科系の吹奏楽部、文化部の2つが活動をしております。川湯中学校ではバトミントン部が活動している状況です。

これについては、部活動地域移行協議会により、これまで様々な検討を進めてきました。川湯中学校のバトミントン部では、バトミントン協会において、指

導者を配置し、昨年度は土日の部活動の対応を行ってきました。後半からは先生が付かずに指導者だけで活動を行い、土日の完全移行に向けて、少しずつ進んでいます。

また、今年度からは少年団においても募集を行い、新たな受け皿の組織作りにも進めているところです。

弟子屈中学生では吹奏楽部は今年3月に顧問教諭が異動になったため、弟子屈小学校吹奏楽部の指導者を外部指導者として委嘱し、弟子屈中学校吹奏楽部の指導にあたっていただくこととなっております。

文化部につきましては、先生が顧問となっておりますが、将来的には地域の方々にも参画いただき、地域とともに進めていきたいと、弟子屈中学校から伺っております。

金井委員 : わかりました。

吉田委員 : 弟子屈中学校の吹奏楽部は、今年度の活動がスタートし、外部指導者が指導にあっています。部員は、小学校時代に指導を受けてきたことから知らない間柄ではないため、スムーズに進んでいる状況です。

顧問は校長、教頭、教諭の3人体制で活動していくようですが、保護者からは、もう何名か指導者がいるとありがたいという声が少なからずあります。

議案とは関連しませんが、全般的に運動系も含めて、部活動に参加しない生徒が増えています。何かやりたくても受け皿がないといったのが現状です。

個人種目であれば可能ですが、野球などといったチーム競技は難しい状況です。町としての課題だと感じています。

弟子屈小学校吹奏楽部も2人しかいない状況で、これからは先細りになることは明らかで、何年間後には休部となることも考えられます。

岩原教育長 : ほかにございますか？ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第17号「第3次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の一部改訂について」を承認いたします。

岩原教育長 : 日程9、議案第18号「令和8年度弟子屈町奨学生決定について」を、議題と致します。本件は、「個人の権利を侵害するおそれのあること。」にあたりますので「弟子屈町教育委員会 会議規則 第15条」により秘密会といたします。また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは事務局より説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長 : 秘密会を解きます。

岩原教育長 : それでは、議案第18号「令和8年度弟子屈町奨学生決定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程10、議案第19号「非常勤特別職の委嘱について」を、議題と致します。本件も、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、秘密会と致します。また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

岩原教育長：それでは議案第19号「非常勤特別職の委嘱について」を承認いたします。

岩原教育長：日程11、議案第20号「令和8年度 教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。本件は、「事務局職員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会 会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：こちらについては私の方から、説明をいたします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

岩原教育長：それでは議案第20号「令和8年度 教育委員会職員の任免について」を、承認いたします。

岩原教育長：これで、本日より予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

岩原教育長：各委員からありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局からお願いします。

鈴木課長：お手元の資料をご覧ください。令和8年5月の主な行事予定となっております。5月の予定としましては、5月1日に地域おこし協力隊、教育コーディネーターの着任式を行う予定です。続いて14日に町P連の総会が川湯小学校で行われます。こちらに記載がございませんが、18日には金井職務代理者が札幌市で開催される北海道町村教育委員会連合会総会に出席いたします。19日には連携校長会、その後、学校給食運営委員会を開催いたします。21日には連携教頭会議、24日には少年の主張弟子屈大会を実施いたします。26日には定

例教育委員会、29日は高校を支える会総会が開催されます。このほかにも5月から6月にかけて、各地区での学校運営協議会が開催されることとなっており、美留和地区については5月20日に開催されます。また、弟子屈中学校の修学旅行が5月7日から2泊3日で実施され、最終日9日には昨年に引き続き、札幌地下歩行空間で弟子屈町のPR活動を行ってまいります。弟子屈中学校の修学旅行については予定表には記載がございませんが、お知らせいたします。以上が、事務局からの連絡事項です。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認します。

第5回の定例教育委員会につきましては、5月26日（火）を予定しておりますので、ご都合の程よろしくお願いたします。

その次の第6回定例教育委員会につきましては、今年1回目の移動教育委員会ということで、6月23日（火）に和琴小学校で予定をしております。

来月、再度確認したいと思いますが、日程を予定しておいてください。よろしいでしょうか？

各委員：はい

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和8年 第4回 定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳